

第1章 総則

(目的)

第1条 株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、株式会社日本証券クリアリング機構および株式会社JPX総研(以下「システム管理者」といいます。)は、Targetシステムを運営し、この Target 利用規程(以下「規程」といいます。)に基づき、ネットワークを介した情報の閲覧、書類の授受等の Target サービスを Target 利用者に提供します。

2 Target 利用者は、規程に従って Target サービスを利用するものとします。

(用語の定義)

第2条 規程においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

(1) Target システム

システム管理者が開発、保有、運営するシステムであって、各種情報受発信機能を実装しているもの

(2) Target サービス

Target システムに実装された各種情報受発信機能の一部又は全部

(3) Target 利用者

規程の定めるところにより、Target サービスを利用することを許諾された者

(4) Target サービス運営者

システム管理者から許諾を得て、Target システム内に自社のサイトを設けたサイトの運営者。ただし、システム管理者は、Target サービス運営者に含まれないものとする。

(5) Target サービス用通信回線

システム管理者が Target サービスを提供するに当たり、システム管理者、Target サービス運営者又は利用者が国内第1種電気通信事業者その他の電気通信事業者から提供を受けている電気通信回線

(6) Target サービス用設備

システム管理者が Target サービスを提供するに当たり、システム管理者が用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェア

(7) 利用者設備等

Target 利用者が Target サービスの提供を受けるため、自らが用意する必要がある通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェア

(規程の変更)

第3条 システム管理者は、事前に、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並び

にその効力発生時期を、書面若しくは電磁的方法により通知し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により周知することにより、規程を変更できるものとします。この場合において、料金その他の条件は、変更後の規程によります。

(サービスの提供区域)

第4条 Target サービスの提供区域は、原則として日本国のすべての地域とします。

(サービス時間)

第5条 Target サービスの稼働時間は、第15条各項のいずれかに該当する場合を除き、毎日 0:00~24:00とします。

2 Target サービスにおけるサポートデスクの運用時間は、9:00~17:30(土日祝日を除く。)とします。

第2章 利用申込等

(利用申込)

第6条 Target サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は、規程を承諾の上、システム管理者所定の方式で、システム管理者又は各 Target サービス運営者に利用の申込みを行うものとします。

2 規程に基づく Target サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます。)は、前項の規定による申込みに対して、システム管理者又は各 Target サービス運営者がこれを承諾したときに、当該利用希望者と当該システム管理者又は各 Target サービス運営者との間において、それぞれ成立します。この場合において、システム管理者又は各 Target サービス運営者は、利用承諾書をもって、利用申込を承諾した旨を当該利用希望者に通知するものとします。

3 利用希望者が次のいずれかに該当する場合には、システム管理者又は各 Target サービス運営者は、第1項の申込みを承諾しないことがあり、利用希望者は予めこれを了承するものとします。

- (1) 第1項の利用申込書類に虚偽の事実を記載した場合
- (2) 利用希望者が Target サービスの利用に係る義務を怠るおそれがある場合
- (3) その他 Target サービス運営者が、利用希望者の利用を適当でないと判断した場合

(利用期間)

第7条 Target サービスの利用期間は、前条の利用承諾書記載の利用開始日から第

16条又は第17条の規定により利用契約が解除される日までの期間とします。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 Target 利用者は、システム管理者からの書面による事前の承諾なしに、規程に基づいて Target サービスを利用する権利を第三者 (Target 利用者の役職員及び Target システムを使用して行う業務の委託先の業務従事者等を除きます。) に利用させ、無償若しくは有償を問わず譲渡し若しくは転貸し、相続し、名義変更し、又は質入れすることができないものとします。

第3章 Target 利用者の権利・義務

(使用権等)

第9条 システム管理者 (システム管理者から別途契約により再許諾できる権利を許諾された Target サービス運営者にあつては、Target サービス運営者) は、Target 利用者に対し、システム管理者が別途定めるところにより、Target サービスを利用できる非独占的に使用する権利を許諾するものとします。

2 前項の場合において、Target サービス及びこれらに関するドキュメント、マニュアル等 (以下「ドキュメント等」といいます。) に関する著作権、工業所有権その他一切の権利はシステム管理者に留保されるものとします。

3 Target 利用者は、Target サービスの使用権並びにドキュメント等について、第三者に対しこれを開示し、複製し、譲渡し、貸与し若しくは再使用権を許諾し又は担保の目的に供することはできないものとします。なお、第16条又は第17条の規定により利用契約が解除された後においても、本項の規定は有効とします。

4 Target 利用者は、規程及びドキュメント等を遵守した上で Target サービスを利用するものとします。

5 Target 利用者は、システム管理者の事前の承諾なしには、Target サービス及びドキュメント等を改変できないものとします。

(ユーザ ID 等の管理)

第10条 Target 利用者は、ユーザ ID、パスワード等の管理及び使用について責任を負うものとします。

2 Target 利用者は、ユーザ ID、パスワード等を、第三者 (Target 利用者の役職員及び Target システムを使用して行う業務の委託先の業務従事者等を除きます。) に譲渡し、貸借し、使用させ、質入れ等をしてはならないものとします。

3 Target 利用者は、パスワードを定期的に変更するものとします。

(利用者設備等の設置)

第11条 Target 利用者は、Target サービスを利用するに当たり、自らの費用で、利用者設備等を、Target サービス用通信回線又はインターネットを経由して Target システムに接続するものとします。

(Target 利用者の保全責任)

第12条 Target 利用者は、Target サービス用設備の処理能力の制限その他の事由により、情報の授受又は保存等に不具合が生じることがあることを理解した上で、Target サービスを利用するものとします。

2 Target 利用者は、Target サービスを利用するためのアクセス権、メールアドレスの使用及び管理について責任を負うものとし、これらが第三者に使用されたことにより当該 Target 利用者に生じた損害については、システム管理者及び Target サービス運営者は何ら責任を負わないものとします。

3 Target 利用者は、Target サービスの利用に支障を来さないよう、利用者設備等を正常に稼働するよう維持するものとします。

4 Target 利用者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合は、経由する全てのネットワークに関する規則その他の取極めに従うものとします。

(禁止事項)

第13条 Target 利用者は、Target サービスを利用して、次の各号に該当する行為をしないものとします。

- (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- (2) 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する情報を不特定又は多数の人に対して送信又は表示する行為
- (4) 他人の利用者設備等又は Target サービス用設備の利用又は運営に支障を与える行為
- (5) 他人になりすまして情報を送信又は表示する行為
- (6) 業務以外の目的で Target サービスを利用する行為
- (7) 事実と反する情報を送信若しくは表示する行為、又は情報を改ざんする行為
- (8) Target サービスの運営を妨害する行為
- (9) その他法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (10) 前各号に定める行為を助長する行為
- (11) 前各号に該当するおそれがあるとシステム管理者又は Target サービス運営者が判断する行為

2 Target 利用者が前項各号に該当する行為をした場合、システム管理者又は各 Target サービス運営者は、Target 利用者に事前に通知することなく直ちに当該 Target 利用者が送信若しくは表示する情報の全部若しくは一部を削除又は非表示にすることその他システム管理者又は各 Target サービス運営者が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

第4章 サービスの停止等

(サービスの停止)

第14条 システム管理者及び各 Target サービス運営者は、Target 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、Target 利用者に事前に通知することなく直ちに Target サービスの利用を停止できるものとします。

- (1) 第18条に規定する Target サービス利用料その他の費用について、支払期日を経過してもなお支払わなかったとき
- (2) 利用契約の成立後に第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (3) 第9条から前条までの規定に違反したとき
- (4) 手形の不渡り又は破産申立て等の理由により債務の履行が困難になったとき
- (5) その他システム管理者又は各 Target サービス運営者が Target サービスを停止する必要があると判断したとき

(サービスの制限・中断)

第15条 システム管理者は、天災地変その他の非常事態が発生したとき又はそのおそれがあるときは、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、Target サービスの提供を制限し、又は中断する措置を採ることができるものとします。

2 システム管理者は、Target 利用者が Target サービス用設備に過大な負荷が生じる行為をした場合は、当該 Target 利用者の Target サービスの利用を制限し、又は中断することができるものとします。

3 システム管理者は、前2項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、Target サービスの提供を制限し、又は中断することができるものとします。

- (1) Target サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) Target サービス用設備に障害が発生したとき
- (3) 国内第1種電気通信事業者が電気通信サービスを中止することにより Target サービスの提供が困難になったとき

(4) その他やむを得ない事由が生じたとき

4 システム管理者は、前3項の規定により、Target サービスの提供を制限し、又は中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日及び実施期間を、システム管理者が適当と判断する方法により Target 利用者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない事情により通知できない場合は、この限りではないものとします。

第5章 利用契約の解除

(Target サービス運営者が行う利用契約の解除)

第16条 システム管理者又は各 Target サービス運営者は、第14条の規定により Target サービスの利用を停止された Target 利用者が、サービス停止期間中になお停止の原因となった事実を解消しない場合には、あらかじめ書面による通知の上、利用契約を解除することができるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、システム管理者又は各 Target サービス運営者は、Target 利用者が第14条各号のいずれかに該当する場合で、その事実がシステム管理者又は当該各 Target サービス運営者の業務の遂行に支障を及ぼすと認めるときは、何らの通知又は催告を要せず直ちに各利用契約を解除することができます。

3 前2項に規定する場合のほか、システム管理者又は各 Target サービス運営者は、理由を示した書面によりあらかじめ3か月以上の期間をもって Target 利用者に通知することにより、各利用契約を解除することができるものとします。

(Target 利用者が行う利用契約の解除)

第17条 Target 利用者は、システム管理者所定の方式で、システム管理者又は各 Target サービス運営者に通知することで、利用契約を解除することができるものとします。

第6章 利用料等

(利用料)

第18条 Target 利用者は、システム管理者が別に定めるところにより、Target サービスの利用に関し、システム管理者又は各 Target サービス運営者が別に定める Target サービス利用料(以下「利用料」といいます。)を、システム管理者又は各

Target サービス運営者に対し、支払うものとします。

(利用料の支払方法)

第19条 Target 利用者は、利用料及びこれに係る消費税等相当額を、システム管理者又は各 Target サービス運営者が発行する請求書に従い、システム管理者又は各 Target サービス運営者が指定する期日までに、システム管理者又は各 Target サービス運営者が指定する方法により支払うものとします。

2 システム管理者又は各 Target サービス運営者は、Target 利用者から支払われた利用料その他費用を、いかなる事由によっても返還しないものとします。

(遅延利息)

第20条 Target 利用者は、Target サービス利用料その他の債務(遅延利息を除く。)について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で算出した額を、遅延利息としてシステム管理者又は各 Target サービス運営者が指定する期日までに支払うものとします。

第7章 雑則

(通知)

第21条 Target 利用者は、他の Target 利用者が第13条第1項各号に掲げる行為のいずれかを行っていると判断した場合は、システム管理者又は各 Target サービス運営者に対し、その旨を通知するものとします。

(保守)

第22条 システム管理者は、国内第1種電気通信事業者その他の電気通信事業者から提供を受けている電気通信回線設備が事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう、当該国内第1種電気通信事業者その他の電気通信事業者に維持させるものとします。

2 前項のほか、システム管理者は、Target サービス用設備が円滑に稼働するよう、システム管理者が指定する業者に維持させることができるものとします。

(Target サービス用通信回線の修理と復旧)

第23条 システム管理者は、Target サービス用通信回線に障害が発生した場合又は Target サービス用通信回線が滅失した場合は、当該 Target サービス用通信回線の

貸主である国内第1種電気通信事業者その他の電気通信事業者の修理基準に従って修理又は復旧させます。ただし、次条の規定に該当する場合は、同条の規定が適用されるものとします。

(修理又は復旧の順序)

第24条 システム管理者は、Target サービス用通信回線又は Target サービス用設備が故障し、又は滅失した場合は、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信のため優先的に取り扱われる Target サービス用通信回線又は Target サービス用設備を優先して修理し、又は復旧することができるものとします。

(秘密事項)

第25条 システム管理者又は各 Target サービス運営者は、規程の履行に際し知り得た Target 利用者の業務上の秘密(通信の秘密を含みます。)を、第三者(システム管理者又は各 Target サービス運営者の役職員及び Target システムの維持・保守業務、運用業務、運用サポート業務その他 Target システムを使用して行う業務の委託先の業務従事者等を除きます。)に漏らすこと又は Target サービスを利用して送受信する情報の内容に関し、監視、モニタ、改変、若しくは添削等を行うことはいたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するとシステム管理者又は各 Target サービス運営者が判断した場合には、この限りではありません。

- (1) 法律により、開示義務が課せられた場合
- (2) 規程に違反する行為を防止するために、システム管理者又は各 Target サービス運営者が必要であると判断した場合
- (3) Target サービスにおいて継続的又は断続的に送受信される情報が、第三者の権利を侵害すると他の Target 利用者その他第三者からシステム管理者又は各 Target サービス運営者に申告された場合において、調査の必要があるとシステム管理者又は各 Target サービス運営者が判断した場合
- (4) システム管理者、各 Target サービス運営者又は他の Target 利用者の権利又は財産の保護のためにシステム管理者又は各 Target サービス運営者が必要であると判断した場合
- (5) システム管理者が Target サービス用設備を維持するために必要であると判断した場合
- (6) システム管理者が Target サービス用設備に生じた障害を修理又は復旧するために必要であると判断した場合
- (7) システム管理者又は各 Target サービス運営者が業務を遂行するために必要であると判断した場合

(個人情報取扱い)

第26条 システム管理者は、規程の履行に際し知り得た Target 利用者の個人情報について、次の各号に掲げる業務に利用する目的以外の目的では利用し、又は第三者へ提供しません。ただし、システム管理者が自主規制業務遂行のために取得した個人情報については、他の自主規制機関その他機関からの要請に基づき、当該機関に提供することがあります。

- (1) ユーザ管理及びサイト管理業務に係る連絡・照会
- (2) 各種書類授受業務に係る連絡・照会
- (3) 市場監理、上場管理業務に係る連絡・調査・照会
- (4) 売買審査業務に係る連絡・調査・照会

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる業務に係る個人情報については、システム管理者と各 Target サービス運営者との間で共同利用する場合があります。

(免責)

第27条 システム管理者及び Target サービス運営者は、規程に定める場合を除き、Target 利用者が Target サービスの利用に関して発生した費用又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

2 システム管理者及び Target サービス運営者は、Target 利用者が Target サービスを利用することにより、当該 Target 利用者与其他の Target 利用者その他第三者との間において発生したトラブル等に関し、一切の責任を負わないものとします。

3 システム管理者及び Target サービス運営者は、Target サービスの改変又は複製により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第28条 Target 利用者が法令または規定に違反してシステム管理者又は Target サービス運営者に損害を与えた場合、システム管理者及び Target サービス運営者は当該 Target 利用者に対してその賠償を求めることができるものとします。

(管轄裁判所)

第29条 規程に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

(準拠法)

第30条 利用契約及び規程に関する準拠法は日本法とします。

(協議事項)

第31条 Target サービスの利用に関し、規程が定めていない事項又は疑義が生じた場合は、当事者は信義誠実の原則に従い協議するものとします。

(暴排事項)

第32条 契約者(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。)は、「別紙(反社会勢力の排除に関する特約)」に記載の内容に準拠するものとする。

(附則)

第1条 規程は、株式会社東京証券取引所が別途定める Target システムの本番稼働日から施行します。

第2条「東証 WAN 利用規程」その他の旧 Target システムに係る利用規程に基づき株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、株式会社東京商品取引所、株式会社JPX総研、株式会社証券保管振替機構、株式会社日本証券クリアリング機構又は株式会社日本証券金融に対して行われた利用の申込み及びその承諾は、それぞれ、第6条に規定する申込み及び承諾とみなします。

(附則)

本改正規程は、2022年4月1日から施行します。

契約者は、本特約に記載の内容を遵守するものとする。

(暴排宣言)

第1条 当社は、自らが市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、

反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことをここに宣言する。

2 契約者は、反社会的勢力との関係を遮断することをここに宣言する。

3 当社及び契約者は、前2項の宣言の意義を理解し、相手方が同宣言を実現できるように相手方に協力する。

(反社会的勢力の定義)

第2条 本特約において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体(その役員(相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。)、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。)

(4) 総会屋

(5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体

(6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体

(7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

(誓約)

第3条 契約者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約する。

(1) 契約者又はその株主(契約者の経営に事実上参加していると認められる者に限る。)、役員及び使用人

(2) 当社との取引に係る契約者の代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

2 契約者は、随時、当社が行う、前項各号及び次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならない

(1) 本規約において当社が契約者に委託した業務等の全部又は一部を契約者が第三者に再委託する場合の契約その他本規約に関連する契約(以下「関連契約」という。)の当事者

- (2) 関連契約に係る代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人
その他の団体

(本規約の解除)

第4条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、本規約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約者が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
- (2) 契約者が自ら又は第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
- (3) 前条第1項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合
- (4) 契約者が前条第2項に定める調査、報告に協力せず、又は当社から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合
- (5) 契約者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合

2 当社は、前条第2項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合には、契約者に対し、関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、当該必要な措置を求めたにもかかわらず、契約者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当社は本規約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償責任)

第5条 当社及び契約者は、当社が前条により基本契約又は本規約の全部又は一部を解除したこと又は契約者に本件情報提供を行う外部配信提供会社に情報提供の中止を求めたことに基づき本規約を終了したことにより、契約者に損害が生じたとしても、当社が契約者に対して、これによる一切の損害賠償責任を負わないことを確認する。

以 上